

個人情報保護法でいう「個人情報取扱事業者」は、民間の事業者を指している。

公的な機関については個人情報保護法の他にも法律や個人情報を取り扱う際の具体的な義務が定められている。

個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業に利用している者で、その目的が営利、非営利を問わず該当する。

また、事業形態も法人、個人を問わずあらゆる業種が適用を受けることになる。ただし、あくまでも事業に利用する場合であつて、たとえば個人が年賀状等に使用する場合は、これに該当しない。

個人情報データベース

すとは、具体的にどんな情報が該当するのか経済産業省のガイドラインによると、「個人情報データベース等」と

は、特定の個人情報をコンピュータ等を用いて検索することができると、個人情報を含む

集合物、又はコンピュータを用いていない場合であつても、カルテや指導要録等、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、年月日順等）

に従つて整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができると、目次、索引、符号等を付し、他人によつても容易に検索可能な状態に置いているものをいう。となつて

いる。旅館にとっての個人情報とは、どんな情報があるのか、主な個人情報が宿泊者名簿である宿泊者名簿を整理、分類（五十音順、住所別、宿泊年月日順等に）

し、パソコンの顧客管

理ソフト等に登録し、後のダイレクトメール等に利用する。

又は、コンピュータに登録せず、顧客カードとして五十音順に整理して保管したものである。これらは、保有個人情報に該当する。

また、該当しないものとして、アンケートなどの戻りはがきで、氏名、住所などで整理、分類されていない状態にあるもの。ただし、これを集計のために、個人名、地域等に分類し、コンピュータ等に

登録すれば保有個人情報になる。

営業担当の社員が、営業活動のなかで集めた名刺等が、雑然と保管されているだけでは個人情報データベースには当たらない、しかし、これも五十音順等に整理、分類され他人が見ても容易に検索できる状態に整理されれば、個人情報データベースになつてしまう。